○一関工業高等専門学校図書館専門部会規則

（平成１８年５月１８日制定）

（趣旨）

第１条　この規則は，一関工業高等専門学校メディアセンター規則第１３条の規定に基づき，本校図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　図書館は，校長の命を受けて，次の各号に掲げる事項を審議する。

一　図書館の管理運営に関すること

二　図書の購入に関すること

三　その他図書館に関すること

（図書館長）

第３条　図書館に図書館長を置き，教授又は准教授をもって充て，校長が任命する。

２　図書館長は，校長の命を受け図書館に関することを掌理する。

３　図書館長の任期は，２年とし再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（部会）

第３条　図書館の管理運営に関し，図書館専門部会（以下「部会」という。）を置く。

（組織）

第４条　部会は，次に掲げる委員をもって組織する。

一　図書館長

二　校長が指名する教員５名

三　学生課長

（任期）

第５条　前条第二号及び第三号の委員の任期は，１年とする。ただし，再任を妨げない。

２　欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（部会長）

第６条　部会に部会長を置き，図書館長をもって充てる。

２　部会長は部会を招集し，その議長となる。

３　部会長に事故あるときは，部会長が指名した委員がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第７条　部会長が必要と認めた場合は，委員以外の者を委員会に出席させ，意見を聴くことができる。

（報告）

第８条　部会長は，部会の審議の結果を校長に報告する。

（事務）

第９条　部会に関する事務は，学生課において処理する。

附　則

１　この規則は，平成１８年５月１８日から施行し，平成１８年４月１日から適用する。

２　一関工業高等専門学校図書館規則は，廃止する。

附　則

１　この規則は，平成１８年７月１２日から施行し，平成１８年４月１日から適用する。

２　一関工業高等専門学校研究紀要委員会規則は，廃止する。

附　則

　この規則は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

　この規則は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

　この規則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

　この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和７年９月１１日規則第４号）

　この規則は，令和７年９月１１日から施行する。